

シティライフ学部同窓会親睦会等助成事業に関する規程のポイント

〈事業の目的〉

宇都宮共和大学シティライフ学部同窓会会則第2条(※1)の目的を達するため同第4条(※2)に掲げる事業の一環として、**会員が主催する各種の会合やイベントに対する助成を行うことにより、同窓会員相互の親睦交流を促進**することを目的とする。

※1 会則第2条「会員相互の親睦を図り、母校の発展及び文化の向上と産業の伸展に寄与する」

※2 会則第4条第3項「会員相互扶助に関する事項」

第4項「その他、この会の目的を達するための必要と認める諸般の事業」

〈対象〉

以下すべての条件を満たす催しであること

会員(下記①～④)が主催

会員(下記①～④)が5名以上参加

参加者の過半数が正会員(下記③)

事業の目的から逸脱せず、公序良俗に反しない

提出した報告書や写真が本同窓会のウェブサイト上に掲載されることに同意できる

【「会員」の種類(会則第5条)】

①名誉会員：この会に縁故のある者で会長の推薦により総会で承認された者

②特別会員：本学教職員

③正会員：卒業生並びに本大学・本学部在籍者で理事会が承認した者

④準会員：本学・本学部在籍中の者

【対象となる催しの例】

★卒業生とその家族が集まる飲み会(例：卒業生5人、その家族4人)

★教員が呼びかけての卒業生の近況報告会(例：教員1人、卒業生5人)

★ゼミの卒業生交流会(例：教員1人、在学生5人、卒業生6人)など

〈助成基準〉

・ **金額：出席会員(会則第5条に定める全会員対象)一人につき3千円**

※一つの親睦会等につき **上限7万円**

・ **一つの親睦会等に対して同一年度内1回**

※ただし、予算や趣旨等を総合的に勘案した上で同窓会長の承認による例外規定あり

・ **年度当初に計上する当該年度の本事業予算額を助成の上限額とする**

上記の他、助成を公平かつ公正に行うための必要な事項を、理事会にて別に定める。(=細則・要綱等)

【助成額算定例】

★卒業生：5人、その家族：4人

⇒ $5人 \times 3,000円 = 15,000円$

★卒業生：18人、在学生：4人、教員：2人、会員以外の同伴者2人

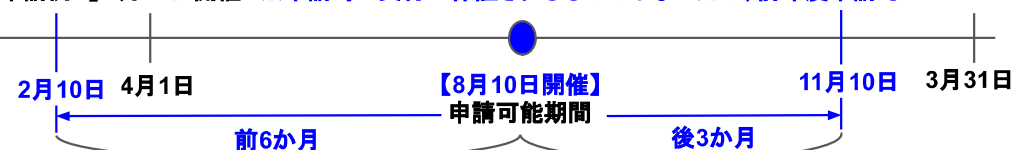
⇒ $(18+4+2) \times 3,000円 = 72,000円$ (上限超え) ⇒助成額：**70,000円**

★卒業生：5人、在学生：3人、会員以外の同伴者：3人

⇒正会員が参加者の過半数を下回るため **対象外**

〈申請の方法〉開催日の**6か月前**から開催日の**3か月後**又は当該年度末日のいずれか早い日まで所定の方法により申請

【申請例1】8月10日開催 ※申請時に交付が保証されるものではないため、前年度申請可



【申請例2】1月3日開催 ※年度内交付のため、当該年度末日が申請期限となる

